



鳥取県公報

令和3年5月18日（火）
第9301号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（293）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	県統計調査の実施（294）（健康政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	港湾区域内の船舶の保管（295）（鳥取港湾事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	指定障害児通所支援事業者の指定（296）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定（297）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（298）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（299）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
かみふくばら薬局	米子市上福原二丁目17-16	令和3年4月18日

鳥取県告示第294号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

県民歯科疾患実態調査

2 調査の目的

県民の歯科保健の状態を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とするとともに、平成30年に策定した「健康づくり文化創造プラン（第三次）」及び「歯と口腔の健康づくりととりプラン」の最終評価をする。

3 調査対象の範囲

県内に住む20歳以上の者（一部18歳及び19歳の者を含む。）で、市町村の特定健康診査等又は事業所健康診査を受診する者及び歯科医院の来院者等を対象に2,000名を調査する。

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 歯科健診による調査事項

（現在歯及びむし歯の状況、喪失歯及びその補綴状況、歯肉の状況並びに歯石の沈着状況）

イ アンケートによる調査項目

（歯みがきの回数、時間等の状況、歯の健康のために普段から気をつけていること等）

(2) その基準となる期日

調査票記入日現在

5 報告を求める者

鳥取県

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査員が行う口腔診査による調査

(2) 自己記入方式のアンケート調査等による調査

7 報告を求める期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

8 調査票情報の保存期間

6年間

9 結果の公表方法

健康政策課ホームページで公表する。

鳥取県告示第295号

令和3年鳥取県告示第156号（港湾区域内の船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶について、港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定により撤去し、及び保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月18日

鳥取県鳥取港湾事務所長 小 林 公 行

1 保管した船舶

名称 又は 種類	形状 又は 特徴	数量	保管した船舶の放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時	保管の場所
船舶	白色	1隻	鳥取市港町13-1 (鳥取港7号南野積場)	令和3年4月22日(木) 午前8時40分	令和3年4月22日(木) 午前9時15分	鳥取市港町13 (鳥取港5号野積場)

2 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

令和3年5月18日(火)から同年10月25日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、令和3年7月26日(月)までに船舶の引取りがない場合において、評価した当該船舶の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、港湾法第56条の4第5項及び第6項の規定に基づき当該船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

鳥取市港町8
鳥取県鳥取港湾事務所
電話 0857-28-2432

(3) 引き取る際に必要な書類等

- ア 身分証明書
- イ 所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)であることを証明できる書類

3 費用負担

港湾法第56条の4第8項の規定により、船舶の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

4 保管した工作物一覧簿等の閲覧

港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第33条第2項の規定に基づき、保管した工作物等一覧簿を2(2)の場所において閲覧に供する。

鳥取県告示第296号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月18日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社絆	倉吉市福吉町二丁目1535-4	株式会社絆 B a n d e	倉吉市福吉町二丁目1535-3	放課後等デイサービス	令和3年5月10日

鳥取県告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月18日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社絆	倉吉市福吉町二丁目1535-4	株式会社絆 B a n d e	倉吉市福吉町二丁目1535-3	短期入所	令和3年5月10日

鳥取県告示第298号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月18日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ピーシーネット	かみふくばら薬局	米子市上福原二丁目17-16	令和3年5月6日	令和3年4月18日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第299号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月18日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ピーシーネット	かみふくばら薬局	米子市上福原二丁目17-16	令和3年5月6日	令和3年4月18日	介護予防居宅療養管理指導